

## コンプライアンスの推進に関する基本方針について

### 1. 内容

- (1) 高い倫理観と社会的良識をもって、誠実かつ公正な業務の遂行に努める。
- (2) コンプライアンスに違反する行為を行わない。  
また、コンプライアンス違反を指示、教唆、黙認しない。
- (3) 法令等の遵守のみならず、法令等に定めのない事象（社会倫理や社会規範など）についても、常に意識して行動する。
- (4) 大学の社会的責任を果たし、社会からの要請、期待、信頼に応えられるよう努める。

### 2. 個別事項

次に掲げる個別事項については、役員及び教職員等が大学における日々の業務を遂行する中で特に留意すべきもので、コンプライアンスとは何かを十分に理解したうえで、高い倫理観と責任感をもって取り組まなければならない。

#### ① 法令等・服務規律の遵守

- ・法令や規則等並びに教育研究固有の倫理その他の規範を遵守し、健全かつ適正な業務遂行等を図る。また、就業規則に定められた禁止事項やその精神に反するような不誠実な言動は行わない。

#### ② 人権・個性の尊重

- ・一人ひとりの人権を守り、差別やハラスメントなど人権侵害につながる一切の行為を許さない。また、それぞれの個性を尊重し、健全、公正で活気のある環境の醸成を図る。

#### ③ 安全の確保

- ・労働・安全衛生に関する法令や規程を遵守し、安全で健全な環境の整備に努める。

#### ④ 環境への配慮

- ・環境保全や資源保護に積極的に取り組むとともに、資源の有効活用に努め、人と自然が調和した持続可能な社会の実現に貢献する。

#### ⑤ 透明性の確保

- ・適正かつ積極的な情報公開と広報活動を通じて、学園としての説明責任を果たし、学園に対する理解の向上と信頼の拡充に努める。

#### ⑥ 個人情報の適正な取扱い

- ・個人情報の取得、漏洩・滅失・毀損の防止等に最新の注意を払い、適切に管理する。

- ⑦ 情報セキュリティポリシーの遵守
  - ・情報セキュリティポリシー関連諸規程を遵守し、本学の情報資産を適正に管理し、学内外への情報セキュリティを損ねる行為を行わない。
  
- ⑧ 研究倫理の遵守
  - ・研究活動の実施及び研究成果の発表においては、研究・調査データの捏造・改ざん・盗用などの研究者理念に反する行為は行わない。
  
- ⑨ 研究費の適正な運用と管理
  - ・研究費の使用にあたっては法令等を遵守し、適正な運用と管理に努める。
  
- ⑩ コンプライアンス違反行為の通報
  - ・法令等や社会倫理・社会規範に違反する行為に対し、黙認することなく、速やかにコンプライアンス通報窓口に通報する。

以上